

# 農地改良協議

届出人	農地改良工事を施工する方(土地の所有者及び土地使用者)
事業時期	耕作に支障の無い時期に行い、おおむね6ヶ月以内に終了すること。
届出時期	工事着手前(事業実施の1ヶ月前に提出する。) ※着工予定まで余裕を持って届けてください。
面積	3,000㎡未満(3,000㎡以上は、一時転用許可扱い)
書類	農地改良協議書(様式第7号)
(添付書類)	[1] 農地改良計画書(様式第8号) [2] 農地改良工程表 [3] 縦横断図及び平面図 [4] 位置図 [5] 案内図 [6] 作付け計画書(様式第2号) [7] 小作農が行う場合は所有者の同意書 [8] 農地改良フローシート(様式第8号の2) ※用土が建設発生土である場合[土質の制限有] [9] 搬入土砂等の取得先の土地所有者又は、建設工事元請事業者の土砂搬出同意書 (様式第4号の2) [10] 代理人の場合は委任状

## 注意事項

- ・ 農地改良同意済標識を事業地に掲示する。
- ・ 道路をいためたり、雨水などの排水により付近に被害がでないように十分注意する。
- ・ 農地改良計画どおりに事業を行う。
- ・ 事業が完了したときは、速やかに事業完了届(様式第10号)を提出する。(現況写真を添付)

毎月10日(土日祝日の場合は次の平日)までの協議案件は、当該月の定例総会(毎月25日、土日祝日の場合は前の平日)で審議され、同意又は不同意の通知をします。